

平成25年(東)第1388号 和解仲介申立事件


申立人 外697名


被申立人 東京電力株式会社


和解案の受諾回答書


平成26年6月17日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

被申立人代理人 弁護士 田 中 清 

同 弁護士 青 木 丈 介 

同 弁護士 土 屋 賢 司 

同 弁護士 小 谷 健 太 郎 

第1 和解案に対する意見

貴センターより平成26年5月15日にご提示された和解案を、和解案の尊重及び紛争の早期解決の観点から受諾します。

第2 和解案の受諾の理由

- 1 中間指針追補は、自主的避難等対象区域の設定に際して、いわゆる4つの要素(①原子力発電所からの距離、②避難指示等対象区域との近接性、③政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、④自主的避難の状況(自主的避難者の多寡など))について市町村という行政単位ごとに総合的に勘案して、区

域設定をされております。

そして、上記4つの要素に照らして原子力損害賠償紛争審査会（以下、「紛争審査会」といいます。）は、中間指針追補において自主的避難等対象区域の市町村を指定し、その結果筆甫地区を含む丸森町は指定されなかったという経緯があります。

そのため、被申立人は、これまで、丸森町全体を基準として判断がなされるべきであり、そうだとすると丸森町全体として自主的避難等対象区域とはみることができない旨を主張してまいりましたし、現在においても、その考え方は正しいものと判断しております。

本和解案において、貴パネルは、丸森町の一部である筆甫地区のみを独立した一つの単位として見做すという区域設定に類する判断をされておりますが、この点については、何らご説明をいただけておりません。

したがって、被申立人といたしましては、市町村という行政単位の一地域である当該地区のみを切り出し、自主的避難等対象区域と同等の賠償がなされるべきとの貴センターの意見は、紛争審査会の決定における自主的避難等対象区域の定め方とは異なっており、その合理性及び相当性について、判断しかねるものです。

- 2 一方、本ADRでは、平成25年8月から平成26年3月まで、9回にわたる口頭審理が開かれ、特段の慎重な審理が重ねられて参りました。その間、当事者双方の主張立証が尽くされ、平成26年2月25日には筆甫地区に近い福島市まで出張し、10名の申立人本人の審問がなされました。さらに、被申立人代理人らは、独自に本人審問期日の前日に、筆甫地区現地を視察して参りました。

その結果、筆甫地区の状況そのものは、4つの要素に照らしてみると、周辺の自主的避難等対象区域と同視しうるという判断を貴パネルがされたことについては、被申立人としても十分に考慮すべきであると考えます。

また、筆甫地区は、山々に囲まれた村として、隣町及び隣村とは明確に隔絶し

ている地域であることが確認されました。加えて、筆甫地区が福島県の伊達市・相馬市（自主的避難等対象区域）に周囲をとりかこまれ、居住制限区域のある飯舘村にも近接しているという地理的な特性もあることも合わせると、筆甫地区が丸森町の他の地区とは異なり、住民に放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱かせる状況にあったとの貴センターの判断についても検討の余地はあるものと思料します。

- 3 上記のことから、本和解案については、和解案尊重及び紛争の早期解決の観点から、本件限りの解決金として、本和解案を受諾するとの結論に至りました。

このように、被申立人は、上記の諸事情を総合的に勘案し、筆甫地区の独自性・特殊性を踏まえて、和解案尊重及び紛争の早期解決の観点から本和解案を受諾するものであり、筆甫地区を除く丸森町等宮城県南地域、及び福島県南地域等については認められるものではないことを付け加えさせていただきます。

以上